

# 「人新世（アントロポセン）の時代と企業」

## 地球環境に異変

地球温暖化による気候変動、プラスチック海洋汚染、赤潮、原生林の減少（無制限な農地化、火災の発生）等々、私たちの住む地球が悲鳴をあげています。

## 地球46億年の歴史（脱プラスチックへの挑戦 P154）

地球46億年の歴史を紐解くと地質年代で言えば、爆発的に生命が増殖した5億年ほど前のカンブリア紀や、恐竜が闊歩していたジュラ紀や白亜紀といったように、いくつかの区分があり、現在は1万1千年前に始まった新生代第4期完新世の時代である、と言うのがこれまでの定説だった。

## 今はもう完新世ではない。いまは・・人新世（アントロポセン）だ！（脱プラスチックへの挑戦 P154）

アントロポセン（人新世）とは地質学的には「人間の活動が地球に地質学的なレベルの影響をあたえている時代である」とはオゾンホールの研究でノーベル賞を受賞したクルツツエン博士の持論である。要は「人類の活動そのものが直接に甚大な影響を地球に与えた時代」となったということになる。

## 人新世（アントロポセン）の時代

私たちの命の源である地球環境そのものを人類が脅かしている時代と言える。

## SDGs（持続可能な開発目標）17の目標と169のターゲット

こんな時代の始まりに挑戦する目標として国連で全会一致で決議された。  
目標達成の期限は2030年、すぐ来る！

## SDGsの合言葉は「誰一人とりのこさない！」

この合言葉を企業の経営理念の最上段に掲げる企業を地球が求めている。  
多くの企業が立ち上がりつつある。私達も続こう！

四ヶ所十郎

Vol.11

2020  
神無月号



### 利益と キャッシュフローの違い⑧

今回は、キャッシュフロー計算書の営業キャッシュフローに焦点を置いて説明します。  
キャッシュフロー計算書とは、一会计期間における会社のお金の流れで、会社が企业活動を行い、  
どのようにお金を得てどのように使ったのかを纏めた計算書類になります。次にキャッシュフロー計算書は①営業活動によるキャッシュフロー、②投資活動によるキャッシュフロー、③財務活動によるキャッシュフローの三つに区分されます。

①営業活動によるキャッシュフローは下図のとおりです。（間接法）

I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（支払利息控除前）	※※※※
受取利息及び受取配当金	※※※
支払利息	※※
（営業活動の損益によるキャッシュ・フロー小計）①	※※※
減価償却費相当額のキャッシュの増加	※※※※
売上債権の増加によるキャッシュの減少	※※※※
貸倒引当金の増加額	※※※
棚卸資産の減少によるキャッシュの増加	※※※
仕入債務の減少によるキャッシュの減少	※※※
その他流動資産の増加によるキャッシュの減少	※※※
その他流動負債の増加によるキャッシュの増加	※※※
（営業活動によるキャッシュ・フロー小計）②	※※※
法人税等の支払額	※※※
営業活動によるキャッシュ・フロー ①+②+③	※※※

営業キャッシュフローは、商品の販売やサービスの提供等、会社の日々の営業活動から得たキャッシュの量を表します。すなわちその会社が本業でいくらのキャッシュを生み出したかを見る数値になります。

営業キャッシュフローがマイナスの会社は本業でキャッシュを得ていないため借入金の返済をどう工面するか、また新規の設備投資の原資をどうするか、といったケースが発生することが予想されます。

営業キャッシュフローは本業で利益を出し、取引条件を改善すればキャッシュはプラスになります。

上の図に売上債権の増加によるキャッシュの減少とあります。これは、期首と期末の増減額を表します。例えば売上債権が期首に100円、期末が200円とすると100円のキャッシュの減少となります。

①売上が上がる→売上債権が増える→回収する→キャッシュが増える

②売上が上がる→売上債権が増える→未回収→キャッシュは増えない

③の場合、回収が遅れると、売上債権は増え続け、結果、期首と期末の増減でいくとマイナスになってしまいますという考え方になります。

売上債権の取引条件の改善とは、早期に回収することや、支払条件の見直し等が挙げられます。

他にも仕入債務の取引条件において信用を落とさない程度にゆっくり支払うように見直す、また、棚卸資産（在庫）の過剰在庫を適正在庫に見直すことで在庫は減少し、キャッシュは増えることになり営業キャッシュフローは改善されます。

前回

## ベトナムのことわざ

ベトナムにも日本のようにことわざが豊富である。ベトナムでは小学生から高校生まで国語の授業にたくさん教えてもらいました。今回ベトナムで初めて勉強したことわざをご紹介させていただきたいです。  
それは『có công mài sắt có ngày nén kim』（コ・コン・マイ・サット コ・グアイ・ネン・キム）

（日本のことわざのなかでは 石の上にも三年と1番意味が近いようです）

昔何をしてもすぐに飽きてしまう小学生の男の子がいました。彼が勉強するたびに、本をちょっとだけ読むと、あくびをして、そして途中で勉強をとめて友達と遊んでいきます。字を書く練習にも彼が最初の数文字だけを丁寧にして、その後だらしなく書いて、非常に醜い文字でした。

ある日、公園で遊ぶ時に石を磨いていたおばあさんを見ました。好奇心で彼がお祖母さんのところに近づいて話しかけました。

「おばあさん何をしていますか？」

「私が服を縫う針になるまでに石を磨いてるよ。おばあさんが返事しました。

「こんなに大きな石から針になることが無理ですか？」

彼が驚いてまたおばあさんに聞きました。

「諦めず毎日少しづつ石を磨くと、いつかは針になりますよ。勉強のように、少しづつ学ぶと、才能になる日がありますよ。」

おばあさんが彼に説明しました。



おばあさんの話を聞いた時から彼が勉強の時途中で辞めることもなくなったようですね。

私がこのことわざを授業で先生に教えてもらった時に貴重なレッスンを勉強できました。今まででもずっと覚えています。どんな辛いものでも、諦めずに最後まで頑張ったらいつかに報われるということですね。みなさん今回の紹介したことわざについてどう思いますか？

フウン

# 福利厚生としての保険

先月、決算の報告にお伺いした建設業の社長より、現場に出てる従業員に保険をかけてあげたい。福利厚生費で計上できると聞いたけど・・・と言われました。

従業員を保険に加入する場合、必ずしも福利厚生費として経費計上出来るわけではありません。

確かに、建設現場で働く従業員の人は、けがをする確率は、事務所で働く人より高いと思います。

しかし、支払う保険料を福利厚生費として経費計上するためには・・・

- ①特定の従業員を被保険者とするのではなく、原則としてすべての従業員を対象としなければなりません。

福利厚生は、全従業員に平等でなければいけませんので、一部の従業員のみ保険に加入するのであれば、支払う保険料は給与とみなされます。

- ②保険の給付金の受取人は法人とします。

給付金の受取人を従業員とした場合は、受け取った給付金は非課税ですが、支払った保険料は、給与とみなされます。



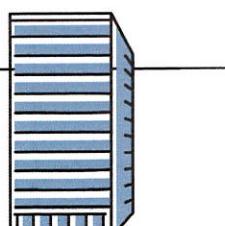
\*①について・・・必ずすべての従業員を加入させないと給与とされるのでしょうか？「職種、年齢、勤続年数等に応じる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められるときは、原則として給与課税の対象としない」という取り扱いが設けられています。

税務調査では、法人が契約し保険料を負担している保険について

福利厚生目的であるかどうか、よく問題にされますので、慶弔見舞金規定や福利厚生規定など定めることが望ましいと思います。

～ 北原 ～

## デジタル庁の創設



ただ、国民はマイナンバーカードの取得にあまり積極的ではありません。多くの国民は不信感からか、個人情報を行政に把握されることに大きな抵抗を感じているし、そもそも利便性を感じていません。また、情報漏洩のリスクも常に付きまとっているので、

仕事をしていても、「なぜこのデータを使わないのか」と疑問に思ったり、「もっとデータを一元化すれば・・・」とストレスを感じることが多かったのですが、これらの一因は、縦割り行政であることでしょう。各省庁や自治体が各自でバラバラにシステムを構築しており、連携がない（とれない）こと。また、マイナンバーの普及率の低さも挙げられるでしょう。

給付金の配布においては、二重払いの問題が起きたり、莫大な費用がかかりたり、とにかく時間がかかりすぎましたし、コロナのデータに関して、ミスの頻発やデータの集計の遅れなど、大変目に余るものでした。

21年中の発足を目指すデジタル庁。個人的には『やつとか』という思いです。コロナ禍で露呈してしまった行政システムの目詰まり。

今回、デジタル庁が目指すのは、縦割り行政の打破。データ管理を一元化し、マイナンバーカードと健康保険証や運転免許証、銀行口座の紐づけ等々、利便性を上げ、普及させること。それにより、ムダなコストをなくし、スピードを上げることです。

デジタル庁創設に関しては、「どの役所のどの権限を持つてくるかでかなりもめるので、大変な作業になる」と語る方もいらっしゃるようですが、くだらない権限争いはやめて、かけるべきところにお金をかけ、国民のためになる方向で一丸となつて動いてほしいのですね。

(追伸)

※無駄なハンコもなくしてほしいですね。)

## 緊急経済対策における税制上の措置

### ①償却資産及び事業用家屋に係る固定資産及び都市計画税の軽減措置

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

#### 概要

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者※の2021年度の固定資産税・都市計画税を減免します。

#### <減免対象>

事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）  
事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

（※）令和2年2月～10月分までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同月間と比べて、

50%以上減少	全額
30%以上 50%未満	2分の1

#### 【適用時期】

令和3年1月31日までに、認定経営革新支援機関等（税理士、公認会計士、弁護士など）の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

### ②納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減している状況を踏まえて、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けられています。基本的には全ての税目が対象です。

#### 特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定期間（一ヶ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合について1年間納税猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合適用。
- ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し 適切に対応
- ・収入や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は 口頭説明も可能。
- ▷ 担保不要
- ▷ 延滞税は免除

※詳しくは、辻直英までご連絡ください。



四ヶ所 直樹

